

平成27年第4回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成27年12月 1日
本日の会議 平成27年12月14日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
係 長 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君 建 設 部 長 森 浩平 君
生 活 福 祉 部 長 松浦 篤美 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
水 道 局 長 古賀 洋 君 会 計 管 理 者 和泉 嘉彦 君
総 務 部 理 事 田平 俊則 君 企 画 振 興 部 理 事 大津 鉄治 君
教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君 水 道 局 理 事 道端 和彦 君
政 策 推 進 課 長 山本 昭彦 君 総 務 課 長 谷本 圭介 君
財 務 課 長 田中 一之 君 管 財 課 長 迎 英樹 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君 企 画 課 長 久保平敏弘 君
情 報 管 理 課 長 谷本 清 君 都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君
管 理 課 長 濱 伸二 君 農 林 水 産 課 長 中嶋 敏純 君
福 祉 課 長 村田ゆかり 君 健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 富永 正彦 君 環 境 対 策 課 長 木島 英利 君
住 民 課 長 西平 隆邦 君 教 育 総 務 課 長 谷本 圭介 君
生 涯 学 習 課 長 栗山 浩二 君 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君
水 道 課 長 吉田 邦彦 君 下 水 道 課 長 道端 和彦 君
会 計 課 長 山口 利弘 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君

監 査 事 務 局 長 森 省 二 君

会議録署名議員

8 番 分 部 和 弘 議 員

9 番 西 岡 克 之 議 員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開 会 9 時 3 0 分

散 会 1 1 時 3 7 分

平成27年第4回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

平成27年12月14日（月）
午前 9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	63	長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	※総文
2	64	長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	※総文
3	65	長与町教育振興基金条例	※総文
4	66	長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例	※総文
5	67	長与町部設置条例等の一部を改正する条例	※総文
6	68	長与町税条例等の一部を改正する条例	※総文
7	71	平成27年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総文
8	69	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※産厚
9	72	平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	※産厚
10	73	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産厚
11	74	平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
12	—	議員派遣の件	
13	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。11日までの委員会審査、お疲れさまでした。ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず、日程第1、議案第63号、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、日程第2、議案第64号、長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、日程第3、議案第65号、長与町教育振興基金条例、日程第4、議案第66号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第67号、長与町部設置条例等の一部を改正する条例、日程第6、議案第68号、長与町税条例等の一部を改正する条例、日程第7、議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算第3号を一括議題といたします。ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○11番（喜々津英世議員）

おはようございます。それでは、早速報告をさせていただきます。委員長報告書の1ページは、それぞれ総括でまとめておりますので、後で出てまいりますから、説明は省略をいたします。次をお聞きいただきたいと思います。去る12月4日、総務文教常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告いたします。議案第63号、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、12月7日に委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、谷本総務課長、その他関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由及び主な内容は、平成28年1月から住民票を有する全ての方に、個人番号、いわゆるマイナンバーが付されることになる。番号法の趣旨に沿った形で、福祉、保健、医療、その他の社会保障、地方税、防災そしてこれらに類する事務について必要な限度で利活用を図るため、条例を制定することでした。第1条では、法の規定に基づくマイナンバーの利用で特定個人情報の提供の趣旨を規定。第2条では、用語の意義は法において使用する用語の例によるということを規定。第3条では、適正な取り扱いのための必要な措置を講ずるなどの町の責務を規定。第4条では、個人番号利用をする事務、特定個人情報を同一機関内で複数事務の利用、および特定個人情報を特定機関内で複数事務に利用できるということを定め、第4項では書面の提出に関することを規定。第5条では、特定個人情報を提供できる事務を規定。第6条では、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定。附則では、平成28年1月1日から施行し、別表第1町長の事務（1）及び別表第2の規定は平成28年4月1日から施行する。以上のような説明がありました。主な質疑として、早い自治体は9月議会に提案している、来年1月1日施行なので、間がない。遅くなった理由は何か。28年1月1日施行であるが、現在番号の付番が行われており、1月スタートということで今

議会に上程した。本町が行う事務は29年1月ごろからとなる、という答弁でした。早いところは、6月から9月に条例を制定し、12月議会では、条例の一部改正を提出したと聞いている、果たしてこれでよいのかという質疑に対し、国からの情報等を待ってからの制定になる。県も11月議会に上程している、12月議会で上程される市町村が1番多いという答弁でした。次に、条例及び別表で規則に定めると規定していることから、委員会として、規則について資料請求していたが、なぜ提供しないのか、ということに対しては、規則の素案はあるがまだ整理中であり決裁もされてない。したがって県段階では示すことはできない、という答弁でありました。次に、別表では、町長と教育委員会だけが記載されているが、これ以外にも対象となる機関、及び事務があると思うが、どうするのか、ということに対しては、マイナンバーの利用に関しては、各所管からの事務に利用する事務の申し出が増えることが予想される。その場合は条例の改正が必要となる。現在、対象事務として約60の事務を想定している。番号法施行に間に合うよう、作業の進捗管理をしている、という答弁でした。次にマイナンバーの申請をしなかった人が手続に来た場合、事務手続はできるのか、という問いに、個人番号を見せたくない、あるいは使いたくない人は従来通り証明書を添付すれば、事務手続は可能であるとの答弁でした。最後に、番号法は国民的議論になったものだが、条例化前にパブリックコメントを実施すべきではなかったのか。対して、条例制定に当たっては、パブリックコメントを実施したことはないという、以上のような質疑応答がありました。慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。次に、議案第64号、長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、同じく12月7日に荒木総務部長、迎管財課長、その他関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由及び主な理由は、平成16年の地方自治法及び同法施行令の改正で、長期継続契約を締結できる契約の対象が拡大した。法改正時は件数も少なく、条例制定の必要がなかったが、本町でも施設、物品の借入件数の増加、債務負担行為の増加に伴い、さらなる事務の合理化効率化を図るため、条例を制定することでした。第1条では条例の趣旨、第2条では長期継続契約を締結できる種類を、第3条では契約期間を、第4条では具体的な規則で定めること等を規定しています。附則では、平成28年1月1日から施行し、同年4月1日以降の契約から適用すると、以上のような説明がありました。主な質疑は、複数年契約によってどの程度コスト削減効果が見込めるのか、また、既に実施している自治体の調査などは実施したのかという問いに、県内では、21自治体のうち、17自治体が実施している。長期継続契約をすると、コストが安くなることは予想されるが、他自治体の状況は施設等の規模を含め、金額等も違うことから、調査はしていない、という答弁でした。次に、現在も債務負担行為による長期契約はあるとのことだが、今回の条例制定でその必要がなくなり、事務の効率化にもなるとのことか、という問いに、債務負担行為をしなくても契約は可能であり、事務の効率化にもなるという答弁でした。次に、事務の効率化は見込めるが、経費の節減効果は疑問だ。逆に債務負担行為をしな

いことで、今後の支出が見えにくくなるのではないかという問いに、債務負担行為は、将来にわたる予算化が義務づけられ、それが担保される。この条例による契約は、将来にわたる予算は担保されないが、毎年度予算審議の中で、議会の議決手続が必要であるとの答弁でした。また、毎年の予算審議の中で、長期継続契約分かどうかは、質疑をしなければわからない。予算書上、判別できるような工夫をすべきではないか、という問いに、一般会計予算に係る主要な施策の説明書の中に、長期継続契約に係る調書を作成し対応したい。以上のような答弁がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、議案第65号、長与町教育振興基金条例については、同じく12月7日に、説明員として、荒木総務部長、帯田教育次長、青田教育総務課長、田中財務課長、その他関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由及び主な内容は、長与町の教育振興事業の円滑化を図るため、教育委員会が所管する長与町図書基金、義務教育施設整備基金、長与町体育振興基金、長与町文化振興基金を統合し、長与町教育振興基金条例を制定すること、ことでした。第1条では、目的を。第2条では積み立てを。第3条では管理を。第4条では運用益金の処理を。第5条では、基金の処分を。第6条では、委任を規定されております。附則では、第1条で平成28年1月4日から施行する。第2条で統合する4つの基金条例の廃止を定めている。以上のような説明がありました。主な質疑は4つの基金を一つの基金にまとめるメリットは何か、また、新図書館建設に向けて、教育振興基金を設置する感じがするが、どうか。という問いに、基金をまとめることで大幅に利用できることになる。図書館に関しても使える形で、計画をしている。との答弁でした。議案書の提案理由に、教育委員会が管理する基金を一部統合とあるが、教育委員会には基金の管理権はない。課長が説明したように、教育委員会が所管するという表現が適切であり訂正の必要ないかという問いに、基金の管理は会計課が行っており、わかりにくい表現になっているが、ここでは教育委員会が事務管理するという意味合いで提案したものである、と答弁でした。次に統合する4基金の残高は約6億3,000万程度だが、土地開発基金に4億円積み立てることから、残高が減少するが、今後、どのくらいまで積み立てていくのかという問いに、基金が減った分に関しては、毎年の決算の剰余金の中から優先的に教育資金に積み立てるよう財政サイドと協議したい。また、将来的には、土地開発基金に積み立てた4億円については、補助金等で買い戻しをした場合、戻し入れをしてもらうよう協議をしたいと、答弁でした。また、教育振興基金は約2億3,700万円しかない。耐震化以外にも、学校施設の改修工事は多い、計画の見直しが必要になるのではないか、という問いに、長与中、長与第2中の施設改修工事、文化ホール、上長与体育館、町民体育館などの設備があるが補助金を活用しながら計画的に整備をしていきたい、との答弁でした。次に土地を取得したが、図書館建設のめどは立たないということでは、行政も議会も説明責任が果たせない、建設のめどが立つまで条例を後回しにすべきではないかという問いに、榎の鼻土地区画整理組合は事業が完了して解散することになる、購入しないと建設予定地を失

うことになる、という答弁でした。これに対して、建設予定地を失うというが、誰が区画整理地内に図書館を建てると決めたのか。取得は議会の議決事項ではないか。との問いに、榎の鼻土地区画整理地内に建設したいとの町長答弁もあっており答弁したが、この議案は土地購入に関するものではないので、発言は早まったと思うという、以上のような質疑がありました。審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。次に、議案第66号、土地開発基金条例の一部を改正する条例については、同じく12月7日に説明員として、荒木総務部長、田中財務課長、その他関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由及び主な内容は、この条例は、長与町図書館建設用地の先行取得を行うため、基金を増額するもので、第2条第1項で規定しておる基金の額4億7,600万円に4億円を加え、8億7,000万とする改正事項である。附則は平成28年1月4日から施行する。2項には経過措置を規定していると、以上のような説明がありました。これに対して主な質疑は、提案理由に長与町図書館建設用地の先行取得を行うためとあるが、取得しようとする土地は、どこか、いつから取得するのかという問いに、図書館用地の取得予定場所は、榎の鼻区画整理地内の公益用地である。平成28年3月末ごろの予定であるという答えでした。次に、基金は4億円増額するが幾らで先行取得するのかとの問いに対し、5億4,700万で購入を予定している。現在、基金の現金が1億5,000万円近くあり、今回4億円を積み立てることにより、現金は約5億5,000万円となり、その中から購入することになる、という答弁でした。次に、基金で土地を購入する場合、所管課から土地取得を申出書が提出されると思うが、どこが提出するのか。これに対して現在図書館建設の所管課は政策推進課になっており、総務部長名で提出されることになる、という答弁でした。次に提案理由は、公共用地取得のためとすべきではないかと問いに、我々の見解としては、図書館建設用地取得を表面に出した方がよいと判断したと、いう答えでした。次に、基金の額は第2条第2項及び第3項の規定があることから、今回の条例改正は、提案する必要がなかったのではないかと問いに、条例で定める基金の額300万円と基金が持っている額に大きな隔たりがあり、25年3月議会で、現在の4億7,000万円に改正した経緯もある。今回は基金が4億円も増えることから、条例改正に至ったと、いう答弁でした。また、土地開発基金で用地を取得したとしても、補助事業のめどがたてば、一般会計で買い戻す必要がある、間もなく提出されるであろう土地取得申出書には、使用開始予定日などの必要事項を記入し、基金管理者に提出しなければならない。基金管理者は財政担当部長となっておりますが、提出しなければならない。買い戻しはいつごろかという問いに、町が抱える懸案事項などは、補助があるのが前提でこれに一定のめどが立ち、財政面でクリアしないとできないと。何年後に、買い戻せるかは明言できない、以上のような質疑応答がありました。慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。次に、議案第67号、長与町部設置条例等の一部を改正する条例については、12月8日委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、谷本総務課長、その他関係職員の出席を求

め、審査を行いました。提案理由及び主な内容は、町長の直近下位の内部組織について、住民にとって明確で利便性の高い組織とするため、第1条では長与町部設置条例の一部を改正、第2条では長与町介護保険運営協議会条例を、及び第3条では長与町指定管理者候補者選定委員会条例は、この部設置条例の改正に伴い、条例事項でないことから、ない条文を整理することを目的とする。また、部設置条例第1条では、現行の4部制から総務部、企画財政部、住民福祉部、健康保健部、及び建設産業部の5部制にする。第2条では、各部の業務分掌は総務部は行政管理、地域住民の安全安心部門。企画財政部は政策企画、財政、税務の部門。住民福祉部は、住民環境、社会福祉、子育て支援の部門。健康保険部は、保険、年金、健康づくりの部門。建設産業部は、建設、農林水産業、商工業の部門などを定めている。附則は28年4月1日から施行する。以上のような説明がありました。主な質疑は、住民のニーズや行政課題に迅速かつ柔軟に対応し、住民にとって明確で利便性の高い組織とあるが、メリットを含め具体的に示してほしい。これに対して、管理課を土木管理課、管財課を契約管財課など課名も住民に分かりやすい名称にした。行政側も統廃合で、情報共有、フットワーク機動力も発揮でき、メリットも多い、という答弁でした。次に4部から5部制になったが、各部の職員数はどうなるのかという問いに、現段階では総務部28人、企画財政部30人、住民福祉部46人、健康保険31人、建設産業部28人、会計課が4人を想定している、との答弁でした。企画財政部30人は妥当な職員数と思うが、重要施策を行う企画と財務が支障ないのか。これに対して、企画及び財務部門の連携により、情報の共有、重要施策を推進を図る上では、同じ部に配置した方がよいと思うという答弁でした。それから各部にある課及び係の職員数はどうなるのかという問いに、現在、各課、係の事務分掌を詰めており、課、係の全容は未定であるとの答弁でした。農林水産課が産業振興課になるが、商工それから観光を統合した理由は何か。これに対して、以前は経済課の名称で統合していた。農林水産業、商工業は産業として一連のものであると考えている。課内の連携で事業推進もできる。以上のような、質疑、答弁がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、議案第68号、長与町税条例等の一部を改正する条例については、同じく12月8日に説明員として、荒木総務部長、田平総務部理事、帯田収納推進課長、その他関係職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由及び主な内容は、平成27年度税制改正により条例委任事項が設けられ、納税者の負担軽減を図りながら、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、新たに納税者からの申請に基づく猶予制度が創設され、従前の猶予制度及び猶予に係る担保の徴収基準などの改正、番号法に伴う所要の措置の改正があったことにより、一部改正を行うとのことでした。第1条の長与町税条例の一部改正では、8条では、徴収猶予に係る徴収金の分割納付等の方法を規定、第9条では、徴収猶予の申請手続等を規定。第10条では職権による換価の猶予の手続等を規定。第11条では、申請による換価の猶予の申請手続を規定。第12条では、担保を徴する必要がない場合を規定。第13条から17条までは削除。

第18条及び第23条では文言の一部改正を規定。それから、第2条、長与町税条例等の一部を改正する条例の一部改正では、本年5月の臨時議会で議決した条例の、番号法改正に伴う追加改正を規定。附則では、第1条の施行日を平成28年4月1日からとし、第2条の施行日を28年1月1日とする。以上のような説明がありました。主な質疑は、改正は、悪質な滞納者を除き、普段は納税する意思はあるが、災害、病気、その他納税が困難な事由がある場合、納税を猶予する制度と理解して良いかの問いに、納税することが困難になり、条例に定める条項に当てはまるときは、滞納者の申請で猶予することができる制度、納税者負担の軽減にもなる、との答弁でした。また、条例では50万円以上は担保か保証人を徴求することとあるが、保証人のなり手はないのが実情。保証協会などの保証はできないのか、との問いに、今回の改正で、町長の権限が大きくなっているが、50万円以上の滞納者は、基本的に担保か保証人が必要であることは変わらないが、滞納者と相談することになる、との答弁でした。次に、現在の条例は、第8条から17条までは削除となっている。今回削除されている、第8条から12条までが復活し、第13条から17条は従前通り削除となっている。馴染みのない改正案だが問題はないのかという問いに、国からの条例改正の案が示されている。その内容を参考にして、改正案を作成し提案したと、答弁でした。以上のような質疑応答がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算第3号については、12月8日及び9日に委員全員出席のもと説明員として、荒木総務部長、他記載の関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由及び内容は、今回の補正は歳入歳出それぞれ9億8,015万5,000円を追加し、補正後の予算総額を128億4,969万5,000円とするものでした。歳出は、各課共通の職員人件費は、退職、新規採用及び配置転換などによる補正分を計上しています。歳出の職員人件費以外の主なものは、2款総務費では、課税事務の効率化の新管理システム導入委託料122万1,000円などを計上、3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金3,396万円、保育所運営費補助金2億4,517万3,000円、自立支援給付金、障害児通所給付費の実績見込みなどを計上をしている。4款衛生費では、予防接種委託料、養育医療費、ゴミ収集及びし尿収集委託料を計上、それから6款、農林水産業費では、直売所まんてん横の駐車場整備680万円などを計上。8款土木費では、道路台帳作成整備委託料584万2,000円、町道管理委託料800万円、高田南土地区画整理地内の用地購入費2,405万2,000円などを計上。9款消防費では、防火水槽の補修及び清掃費110万3,000円などを計上。10款教育費では、教育関係基金再編に伴う基金積立金2億3,691万4,000円を計上。13款諸支出金では、土地開発基金積立金4億円を計上。これに対する歳入の主な財源は、国庫支出金1億6,343万5,000円、県支出金8,244万9,000円、繰入金6億4,033万5,000円、繰越金9,359万9,000円、その他、以上のような説明がありました。主な質疑は6分団の車止めの追加工事は、当初予算に上げられなかったのか

と、問いに、この工事は当初予定していなかった。格納庫利用者が駐車場として利用するとのことで追加した。格納庫工事費は起債を充当できるが、この件は単独事業となるという答弁でした。管財課所管では、機構改革に伴い、住民に分かりやすい庁舎内案内をすべきではないか。これに対して、機構改革に伴う組織図・課名等のプレート作成にあたっては、住民にわかりやすいものを作成したいと考えているとの答弁でした。また、税務課所管では、イメージ管理システム用ディスプレイ5台が計上されているが、説明を聞くと5台では課税の効率化に疑問がある。増やすべきではないか、問いに、安価な機器があるか調査したい、数多く導入すれば効率もよくなり、時間外勤務を減らすこともできるという答弁でした。また、福祉課所管では定員割れの保育園もあるが、待機児童が10人いると言われたが、理由は何か。答弁は、クラスによって保育士の数が変わる、1歳児の入園希望が多いが、1歳児は6人に1人の保育士が必要で、保育士が全国的にも不足している。このようなことも要因である、との答弁でした。健康保険課所管では、予防接種委託料、1,274万円が計上されているが、インフルエンザ流行を見越しての計上かという問いに、インフルエンザの流行の情報は今のところはない、4種類の薬が入ったワクチン接種が増えており、額がふえている、答弁でした。介護保険課所管では、長与町社会福祉協議会でカフェをやる計画があると聞いたが本当かと。カフェを誰がするのか、どういう形ですのかという協議はあつて。気軽に寄って交流の場として活用を計画されているようだ、ということで、ありました。農林水産課所管では直売所まんでん周辺の整理工事の概要はどうなっているのか、という問いに、約2,300平方メートルの敷地のうち、700平方メートルの整備・舗装工事を予定している。管理課所管では、町道管理委託料800万円はどこを予定してるのか、問いに、街路樹調査に基づき12路線の街路樹の剪定作業を行う予定、との答弁でした。都市整備課では、用地費2,405万2,000円とあるが、購入の坪単価は幾らか。これに対して土地開発基金で先行取得していた土地を買い戻すもので、坪単価は約9万9,400円になる、との答弁でした。教育委員会総務課関係では、教育振興基金条例はまだ可決されていないが、この基金への積立金や基金からの繰入金予算計上されている。法的に問題はないのかという問いに、地方自治法222条で、要約すると「予算を伴う条例案を提出する場合、これに必要な財源を計上する予算を同時に提出しなければならない」と規定されており、問題はない、と以上のような説明でした。以上のような質疑応答がありました。慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。なお、現在朗読をいたしました質疑応答の中には、長い質疑、答弁の中から、要約をした関係で、若干、高説明不足のところがあったらうと思いますが、以上で総務文教常任会の委員長報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。まず、議案第63号についての質疑ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

この議案だけじゃなくて、委員長報告全体に関することなんですが、この出席委員がですね、一人一人あたってみますと、出席しているのにちょっと載ってない委員がいるんじゃないかという気がするので、後ほど確認をされて、訂正方をですね、確認をしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

堤議員。今の発言取り消しますか。

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

委員長報告に対する質疑は、経過等ですから、そういったことを言われたのかなと思いますが、ただ、おんなじような意見が何人も複数から出たりとか、いろいろ苦勞した挙句になるべく多くの人の意見をとって、整理をした、そこはお許しをいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

率直に言いますと、私の名前が出席委員に載っておりませずに、このまま出されますと私が欠席したというふうに勘違いされますので、そこを明確にさせていただかないと、議事録の関係もありますので、その点をよろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

すみません、これはうっかりで済まされない大きな問題で。誠に申し訳ありませんが、正式に今度は、情報公開の中ではきちんと入れてさしておきたいと。申し訳ありませんでした。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第64号についての質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第65号についての質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第66号についての質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第67号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第68号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第71号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第63号の討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私は、議案第63号議案、いわゆるマイナンバーに関する条例に反対の立場から討論を行います。国は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のためとして、マイナンバー法をつくりました。この法律で、自治体の利用範囲を条例で定めるとされているため、今回の提案となったものと理解いたします。この条例は、マイナンバー制度を本町で実施するための条例であります。幾つかの懸念する問題があります。1つには、情報の漏えいに関する懸念であります。公的機関が管理する個人情報の漏えいという点では、年金機構の情報流出が記憶に新しいと思います。年金機構は、重要な情報を漏らさないため、セキュリティに関する知見を総集し、万全な漏洩防止を図ってきました。しかし、結果的に125万件もの個人情報が流出いたしました。この深刻な事態に直面した多くの住民は、公的機関に個人の情報を安心して預けられるのかという不安を、そして疑念を抱いております。2つ目には、国民の理解が進んでいないという問題です。内閣府が9月に発表した調査では、マイナンバー制度の内容を知らないと回答した人が56.6%にも上りました。過半数を超える人たちの理解を得られないまま、運用を開始するやり方は、非常に乱暴と言えます。マイナンバーのそもそもの目的は、国民の利便性の向上というよりは、国や自治体が国民の所得、資産を効率的に掌握し、税の徴収や社会保障の給付などを監視するための制度です。当面、税、社会保障、災害対策に限っていますが、今後は預貯金、そして民間企業による利用など、個人情報のさらなる利用拡大が検討されています。実施間近ではありますが、行くあてのない受取人不在が数多く発生する懸念も当初から指摘されてきました。住民票を変えずに、特別養護老人ホームで生活する高齢者、家庭内暴力から避難している人たちへの手だても本人任せです。認知症などで、マイナンバーの管理ができない人への対策の仕方も不明確で、本町の担当も恐らく頭を痛めていることと推察いたします。今後も制度の改正がある度に、新たな町の負担と追加業務が発生してまいります。これからも続く町の負担、そして住民のプライバシー漏洩の不安、これらよりも更に多くのメリットがあるというのならば、理解できなくもありません。しかし、町と住民のメリットよりもデメリットの方がはるかに多いと思われまます。マイナンバー制度のこうした問題点を明確にし、指摘をする、そういう意味も込め、本条例に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私は本条例案に賛成の立場から討論をいたしたいと思っております。まず本条例は、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、本町における個人番号の利用などに関し、法が定める利用事務と同じ範囲で、町の責務などの必要な事項を定めるものです。本条例制

定に伴い、町は真に手を差し伸べるべき住民を把握することが可能となり、社会保障や税に係る各種提出書類の省略や簡略化を行うことが可能となり、住民の利便性、行政の事務の効率化が図れるものと期待しております。今回は本町独自で就学援助、就学奨励、保育料等において、特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めようとしておりますが、今後は、災害時支援活動やその他の社会保障などにも積極的に活用できるよう措置が講じられていくものと思います。マイナンバー制度の第一義は公平公正な社会をつくることにより、また行政の効率化、住民に利便性が大いに期待できます。本制度を進めていく上で、本町が独自に条例を制定しないことの方が住民にとっては、逆にマイナスであることはご存知のとおりだと思います。マイナンバー制度自体に反対の論理は、本条例に反対する論理には当てはまらず、本条例の中で、大いにして、適切にかつ制度を活用しながらも、法の範囲で、特定個人情報しっかり守ることを議論すべきだと思います。賛成討論ではありますが、2点意見をしたいと思います。1点目は、これは条例名称についてです。この条例名称、皆さんそのまま見ずに言えますでしょうか。大変長い、よくわからない条例になっております。町民にわかりやすくするためにも条例名称は、当然、町独自で制定できるものであります。参考までに、他市町村でもこの関連条例が可決された条例がありますけれども、いわゆる行政手続における、から、基づく、ですね、法律に基づく、ここまでは入っていない市町村数多くあるわけですね。ですので、やはり条例制定においては、条例の名称にも少し気を使って分かりやすい条例名称にすべきではないかなと思います。2つ目につきましては、委員長報告の中にもございましたが、パブリックコメントについてです。条例に関しましては、マイナンバー法は国民的大きな議論となっております。住民に対して、やはり条例をこういった重要な条例を制定していく上では、事前に住民にある程度周知し、そして住民の意見をすい上げるといふ、いわゆる開かれた行政の仕組みもこれから利活用していくべきではないでしょうか。以上、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案63号に反対の討論をいたします。本条例は、マイナンバーの特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、本町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供について条例を制定するものであります。今回の制度導入は、税、社会保障、災害関係の分野で、個人番号が利用されることとなります。例えば、保育料の減免、就学援助の事務に関してなど実施されることになり、個人の情報が統一化され、行政事務の効率化、国民の利便性などメリットな部分もありますが、反面、毎日のように流れるマイナンバーに便乗した電話やメールなどによる詐欺が後を絶ちません。実際に若い方から高齢者まで、現金を取られるなどの被害に遭っており、誤配達による情報漏

えいも起きております。国民の6割が、マイナンバーをよく知らないなど理解も不十分であります。本町としましては、職員の研修、特定の個人情報の厳格な運用、システムの改修作業など行っているということでもあります。また、パスワード管理を実施し、セキュリティ対策として、個人用業務端末からインターネットへの接続を切り離すなどの細心の注意を払っていると答弁がされました。しかし、人間が行うことですので、必ず情報の漏えいはされるだろうと言われていた今、非常に危惧するところでもあります。また、条例の他に、細かい規定は規則で決められることとなりますが、それもまだ不透明で確定されていないところもあり、現段階では不十分な部分もあるところから、一旦白紙に戻すことを要求いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。次に、反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第63号、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第64号の討論を行います。まず、反対討論はありますか。次に、賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第64号、長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号の討論を行います。まず、反対討論はありますか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第65号、長与町教育振興基金条例に反対の立場から討論を行います。本条例は、四つの基金を一本化する内容となっています。四つの基金とは、図書館の蔵書の充実、小中学校の整備、町民の健康づくり、文化の普及、それぞれ4つに用途を限定していた基金の統合であります。基金は、そもそも住民の大切な財源をその目的ごとに保護し、充実させ、恣意的な流用を防ぐために設置されているものであります。最近策定されました新図書館基本構想には、教育委員会所管の各種基金を新図書館建設、備品購入に使用できるよう検討を行うとあります。今回の基金条例は、この構想に謳われている手法

を踏襲する内容になっており、図書館建設に係る財源の見通しが立たない中で、財源を捻出するための苦肉の策としての、基金創設であります。教育、文化、スポーツ全般に使える柔軟性がある、そういう議論もあるかもしれません。それは、基金が潤沢にある場合に限るものであります。義務教育施設、社会教育施設を同じ基金に統合すると。その時々で利用についての優先順位、奪い合いが発生することになるのではないのでしょうか。喫緊の課題である図書館建設や備品購入に対する比重が高まることが想定されます。私が1番心配するのは、財源を保護する制約が外されることによる、子供たちの教育施設の安全対策の遅れを懸念いたします。小中学校の耐震工事は終了したとはいえ、外壁の劣化などの危険性の除去をはじめ、対策が必要なものは、まだまだ残されたままです。教育関係予算にばかり皺寄せされ、私は内心教育委員会として、やりきれない思いでいらっしゃるのではないかと、というふうに推察しております。もともとの基金の目的、そして意義をないがしろにする内容になっていること。そして、子供たちの安全のための基金が不安定になり、後回しにされる恐れが高い、このように判断し、本条例に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私は本条例案に賛成の立場から討論を申し上げます。本条例案は、図書、義務教育施設、体育、文化の4基金を一本化しまして、基金額を一定の規模にすることで、基金の利用の利便性を増そうとするものと理解しております。以前より、総務委員会の中では、図書基金を拡充し、新図書館建設にも利用できるような改正を求める意見が出ておりました。また、私の一般質問の中でも、新図書館建設に向けた新たな基金創設についての考えを伺いました。今回このような形で提案を受けております。形は多少違いますが、今議案は、図書館建設に向けての第一歩だと私は理解しております。当然条例の名称にもありますように、本基金は、本町の教育全般にわたって活用していく基金であります。図書館建設に特化したものではありません。今後も、学校やスポーツ、文化にも計画的に有効に活用されることを期待いたします。また、この後の議案で、この基金から4億円ほどが新図書館建設予定の後任に充てられることが予定されております。残りは2億3,000万円余りとなるのでしょうか。委員長報告にもありましたけれども、今後、この基金のですね、減少については、余剰金の中から優先的に充てられるよう、財政サイドと協議を行うというふうにございました。町長しましてもですね、この基金が枯渇しないようにまた、今後の使用に影響のないように、計画的な積み上げを行っていただければと思います。以上、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めま

す。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第65号、長与町教育振興基金条例を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号の討論を行います。まず、反対討論はありますか。

堤議員。

○13番(堤理志議員)

議案第66号、土地開発基金条例の一部改正条例に反対の討論を行います。今回の条例改正は、榎の鼻の公益用地に新図書館を建設するため、基金を積み増し、用地を取得する条例であります。住民が納めた税金を投入する以上、慎重に検討しなければならないと思います。教育と文化のまちにふさわしい新しい図書館の建設は、多くの住民と議員の願いであり、もともと新図書館建設問題は、政治問題化していませんでした。この間、現地での建て替えを軸に議論がなされてきましたけれども、駐車可能台数は60台程度、複層階の構造にならざるを得ないなど、決して完璧で理想的な青写真ということではありませんでしたが、それでも平地でもあり、限られた条件の中で、よりよい施設にしていこうではないかということで、住民も行政も議会も、皆が夢を持って考えてきました。しかし、榎の鼻の区画整理地が、新しい図書館の候補地として上がってきた瞬間から状況が一変いたしました。高齢者や障害者の方から、あの場所ならもう通えない、そういう声が出されましたし、また住民も議会も知らない中で、高台の場所が利用目的も決まらないまま、税金で取得する内容の覚書が交わされていたこと。後に図書館候補地となったことから、議会でも複数の議員から、住民不在ではないか、議会不在で進められている、手続きがおかしいと問題になり、政治問題化したのが、この間の論争の発端であります。住民の思いは2つに分断されたままであります。本来、その購入の原資は住民の税金であることから、議会やまた住民へ十分な説明と議論、理解なしに進めることはできないというふうに思います。町が実施した図書館についてのアンケートの自由記述欄を見ますと、10名以上の方が、高台への建設に反対の意見を書いておられます。また、賛成、反対、双方の立場の議員から、町が住民説明会を開くようにと提案をしていますけれども、説明会を開く考えはないとしていることは、住民の不信感を益々高めるばかりだけではないでしょうか。平成24年の文部科学省の告知、第172号に、図書館の設置及び運営上の望ましい基準というものがございます。これによりますと、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮することを求めています。さらに、高齢者、障害者など特に配慮を必要とする者が、図書館施設を円滑に利用できるようにと記載されています。この文科省の告示の趣旨から見ても、現在、検討されている候補地が果たして望ましい

と言えるかどうか、疑問を感じざるを得ません。もう1つの問題は、建設の財源がないという問題です。国の補助金がなければ建設は不可能であると答弁をしておりますけれども、その補助金の交付も現状では非常に厳しいと町が答弁をしております。土地は取得するが、建設の見通しはない。こういう議案を議会が承認するかどうかということでもありますけれども、私はこの合理性を住民に説明することができません。議会は、平成25年に議会基本条例を制定しました。そしてその第9条で、議会の議決責任を担保するため、提案者に対して、政策実施に要する経費、将来にわたる負担及びその財源等について明らかにするよう求めるものとする、このようにしています。条例に明記しています経費も、将来負担も、財源も明示できない状態であり、議会として条例で定めた議決責任を果たせる状況ではありません。図書館は住民の知る権利を保障する施設であります。土地選定の不明朗さ、財源の不明確さなどの問題があること、ほとんどの住民の皆様はご存知ありませんし、説明会も開かないとしています。さらに、住民の図書館の位置についての意見は、分断したままであります。このような状態の中で、議会はこの条例改正を承認するべきではなく、町政に禍根を残すと考えます。

以上の理由から、本条例改正に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

私は議案第66号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして、何点か指摘を含めて賛成の立場から討論をいたします。本条例は、長与町図書館建設用地の先行取得を行うため、基金の額を増額するものであります。本来ならば、基金の額の一部改正は、条例第2条第3項によりまして、提案する必要はないわけですが、この旨を委員会でも指摘をいたしました。どうしても理解がなかったようでございます。残念でございます。もう1回、1度ですね、この第2条を読みたいというふうに思いますが。基金の額、第2条、基金の額は4億7,600万円とする。これは平成25年に改正をされておられるようであります。2、必要があるときは予算の定めるところにより、基金を追加して積み立てをし、または歳計剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。これ1つ。3項目に、この基金に編入することができるこの前項の規定により、積み立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする、ということですから、今の4億7,600万に1万円足そうが1億足そうがですね、これは改正しなくとも、その増額になるという規定を入れておったわけですから、これはですね、この条例の改正の提出は不要だという基本的な考え方を申し上げましたけれども、どうもこう理解がですね、得られなかったようでございます。残念でございます。今後十分ですね、検討していただければということを含めて、まずあの指摘をですね、しておきたいと思っております。今回の条例の、具体的

には、条例第2条の基金の額を4億7,600万円と定めてあるものをですね、4億円増額し8億7,600万円に改正するものであります。取得の予定地としては、西高田土地区画整理事業地内とのこととございます。何の建設の用地にしましても、広くて余裕のある土地が望ましいとお互い思いがちであります。今日の社会情勢からしては特に公共施設につきましても、コンパクトな効率性のあることが望まれる状況にございます。また建物を建設するためには、多額な財源が準備されなければなりません。中でも補助金の確保は重要なこととあります。現在その見通しが立っていない状況の中で、土地だけを先行取得して、雑草の除去に追われなければならないのじゃないかというふうな心配もされます。まず財源の確保に最大限の努力を傾注すべきであります。さらに重要なことは、この土地予定地は西高田土地区画整理事業地内のため、今ある図書館の位置から考えますと、高台にあるとの指摘から、適地ではないのではないかと、との町民の意見をよく聞きます。行政が利用する施設ではなく、町民の方が利用する施設であります。その指摘は、私もよく理解をするところであります。ここまで来ますとあまり慌てることはありません。住民投票条例でも制定して、町民の意見を多数聞く必要があるように思えてなりません。

以上、数点を指摘し、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に反対討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ただいま議案となっております議案第66号について、反対の立場から討論を行います。図書館建設の場所については、住民の理解が十分得られておりません。また、財政が厳しい中で、建設めどが立たない状況の中、用地を取得するなど、容認できません。図書館建設場所は同僚議員からもありましたように、いまだ高台に建設すべきでないという声が寄せられています。今回の用地の取得は、こうした住民の声を無視した行為であり、用地の取得を進めるならば、住民の理解が得られるような説明をすべきであります。議会側から何度も説明会を開くよう求めても行わないという主張を繰り返すのは、町民との対話を重視する町長の政治姿勢に反するのではないのでしょうか。用地取得のための基金の増額も、その多くは義務教育施設整備基金を取り崩し、用地の購入費用に充てるなど、本会議の質問で行いましたが、図書館建設を望む方々も、こうした対応を歓迎しているのでしょうか、疑問であります。義務教育施設整備基金は、文字どおり、子供たちの教育環境を整える財源であります。町が先般提案したまち・ひと・しごと総合戦略では、町の特性を生かし、人口減少を食いとめるため、多くの人々に長与町に住んでいただく、住み続けていただくを提案されました。その町の特色の一つに、教育の町、全国学力テストでも県下でもトップの成績、恐らく全国でも優秀な成績をおさめる長与町で、子供たちを育ててみませんか。これが本町の大きな特色だと提案されたらと捉えて

います。それならば、義務教育施設整備基金の活用は、今後の教育環境をさらに整えるために必要な財源ではなかったでしょうか。例えば、全校教室にエアコンを設置するなど、学びの環境を整えるなど、使い道を考えればたくさんあったと思います。昨年、長与町の教育振興基本法が出されました。この中には老朽化対策、バリアフリー化、安全の管理など計画的な整備を進めていくとしてあります。こうした取り組みの中で、多くの人々に長与町を選んでもらおうと。こういう取り組みをするのが必要ではなかったでしょうか。提出された資料を見れば、義務教育施設整備基金は22年度で8億近くあった基金が、現在では5億に減少し、今後のさらに減少する内容になってます。今後の財政状況では、積み増していくのも困難な状況が伺われます。町が提案する総合戦略、さらには教育振興計画と大きくかけ離れた状況をつくり出しているように感じられます。今回の用地の確保をするこの基金条例の提案は、一度始めたらやめられない状況をつくり出すものであり、このような強引な手法に賛同できないことから、反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。次に、反対討論ありませんか。次に、賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第66号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号の討論を行います。まず、反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第67号、長与町部設置条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第68号の討論を行います。まず、反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第68号、長与町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第71号の討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算第3号に反対の立場から討論を行います。今回の補正予算には、福祉医療費システム改修や未熟児の養育に係る予算など、住民福祉を充実させるための予算を補正する、そうした積極的な面が見られます。しかし、住民の間で意見が2分している図書館の場所を、榎の鼻の公益用地に決定する中身になっているという点は、容認することができません。図書館は言うまでもなく、住民の知る権利を保障する施設であります。現在の老朽化した図書館は現在のままでは危険であり、現在地での建て替えを時機に議論がなされてきました。しかし、住民の知る権利のための施設である図書館が、住民の知る権利をよそに内々に議論がなされてきました。今回の補正予算は、さきの基金条例議案の討論でも述べたとおり、目的基金を御破算にして統合するという本当に荒っぽい手法で、図書館の財源を捻出する中身であり、さらに建設に係る財源がないままに土地を取得することを予算化する内容が盛り込まれています。議会基本条例の第9条で、議会の議決責任を担保するために提案者に対し、政策等の実施に要する経費、将来にわたる負担、財源について明らかにするよう求める、としていますが、議会で定めた条例に明記したそのいずれも明示できない状態であり、議会として町民への説明を果たすことができないと考えます。

以上の理由から、補正予算に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案71号、長与町一般会計補正予算第3号に賛成の立場で討論いたします。主な歳出では、民生費、それから諸支出金、それに教育費が主なものでした。民生費では乳幼児の医療費の拡大のための福祉医療費システム改修業務委託料、福祉サービスの増額、障害児通所給付費の就労支援サービスの1カ所から3カ所に増えたことによる増額。そのほか、保育園補助金などがありました。また、教育費では、4つの基金をまとめた教育振興基金積立金2億3,691万4,000円、諸支出金の図書館建設のための土地先行取得の4億円であります。4つの基金をまとめることによって、図書館建設費、生涯学習課、教育スポーツ、図書購入、教育全般に使用可能となりますが、毎年の使用目的が曖昧になり、誰が何をどの基準で優先順位とするのか懸念するところではありますが、義務教育である子供たちの財源が先送りになることはないよう、十分な配慮をお願いいたします。4億円の図書館建設土地購入は、住民の1日も早い図書館建設の願いに向けたその第一歩でありますから、賛成であります。その後の図書館建設に当たっての財源である、国からの補助金が決定されていないことから、来年早くにその見通しをつけていただくことを要望いたします。最後に、支出の主なものに時間外勤務手当の1、

000万以上の額がありますが、法改正や事務システムの改正による作業、人事移動、職員の病欠による人員不足により時間外勤務が主な要因となっております。職員の健康管理に十分に留意し、なるべく残業がないよう、負担を軽減するための職員の増員など、考慮していただきたいという願いも持って、賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私は議案第71号に対し賛成の立場で討論いたします。子育てするなら長与、を念頭に、さまざまな母子保健事業を行ってきました。今回の補正予算では、未熟児への養育医療費への対応がなされ、だれもが安心して産み育てることができる環境づくりに尽力されています。また、子供の医療費助成の年齢拡大を視野に行われる福祉医療費システム改修は、病気がちな乳幼児期から教育にお金のかかる年齢まで医療費をサポートすることで、子育てのしやすさを充実させていく、手厚いサービスになるであろうという期待と、これにより健康の向上、福祉の増進を図り、対象者の経済的負担を軽減することを目的としており、今後の子育て支援に対する施策として大いに期待するものがあります。次に、まんてん周辺で行われる700平米の整備、舗装工事は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環であり、将来の地場産業活性化のための第一歩として行われるものです。今後は、現在力を入れているオリーブを特産品として県内外へ販売拡大するとともに、長与町の農業、商業に寄与するものと考えております。そして、今回は新図書館建設予定地購入のため、都市開発基金に4億円が積み立てられています。事業をスムーズに行うためには、まず土地取得が事業の正否を決めることにもなります。この基金での先行取得後も、国の補助金申請ができるようになっており、今後も国からの補助金をしっかり受けることができるよう努力していただきたいという要望を加え、住みやすいまちづくりに欠かせない、生涯教育の拠点として早期着工を希望し、賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。次に、賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で、11時まで休憩いたします。

（休憩10時46分～11時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

次に、日程第8、議案第69号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第72号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第10、議案第73号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算、第1号、日程第11、議案第74号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算第1号を一括議題といたします。ただいま一括議題とします議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○委員長（河野龍二委員）

報告をさせていただきます前に、皆さん方にお配りした後に、誤字が少しあるようです。これについては、後ほど訂正をさせていただきますして、改めて皆さん方に配布させていただきますというふうに思います。

報告書に沿って報告をさせていただきますと思います。12月4日、本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託を受けました議案審査について報告いたします。まず、議案第69号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、平成27年12月7日、委員全員出席のもと、説明員として松浦生活福祉部長、森川健康保険課長、ほか関係職員を招き審査を行いました。提案理由の説明では、国民健康保険特別会計の現状は非常に逼迫した厳しい状況が続いている。被保険者は年齢構成が高く、医療水準も高くなっており、雇用情勢の回復で、被用者保険の加入者が増えたことと、高齢者により、後期高齢者保険へ移行する方が増加し、加入者も減少していることから、現状の税率での調定額も毎年減り続けている。平成28年度と29年度の収支については、単年度平均で約6,500万円ほど不足が生じてくると試算している。平成23年度に皆無となった基金については、平成24年度以降で積み立てを行っているが、現時点で3,350万円であり、基金取り崩しによる運用も不可能となっている。国保財政の現状を踏まえ、5つの項目を基本に置いて税率改定の検討を行い、税率を見直すものとし、長与町国民健康保険運営協議会へも諮問し、承認を得たところであるという説明の中で、議案については、第2条第2項から第4項までは、課税項目の資産割を削る。第3条から第5条の2については、基本医療分の改正で、所得割の率を6.57%から7.9%に改める。第4条は資産割の削除。第5条は被保険者均等割額を2万1,200円から2万3,000円に。第5条の2は、世帯平等割額については、第1号での一般世帯を2万8,000円から2万1,800円に。第2号は特定世帯の金額で、第1号の2分の1の額となり、第3号は特定継続世帯の額で、第1項の額の4分の3となる。第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金分で、第6条は所得割の率を2.0%から2.1%に改める。第7条は資産割を削除。第7条の3は、世帯平等割額で、医療分と同じように、第1項は一般世帯で5万6,000円を5万7,000円に改め、第2号は特定世帯で、第1号の2分の1の額、第3号は特定継続世帯で第1項の4分の3となる。第8条から第9条の

3は、介護納付金で、第8条は所得割の率を2.2%から2.4%に改め、第9条は資産割の率の規定を削除。第9条の2は、被保険者均等割額を8,700円から8,900円に、第9条の3は、世帯平等割額で4,900円から5,500円に改める。第21条の第1号では7割軽減、同条第2号では5割軽減、同条第3号は2割軽減の関係となり、均等割額、平等割額の軽減額を改めたものである。附則では、第1項に施行期日を、施行期日は平成28年4月1日からとしている。以上の提案理由を受け、質疑を行いました。主な質疑では平成27年中に改定された自治体があるようだが、保険税の引き下げが行われた自治体があるのか。の質疑に対し、答弁では下がった自治体はない。28年、29年の2カ年を見越して引き上げとの提案であるが、6,500万ほどの必要だが、改定による増収額は幾らになるのか。の質疑に対し、平均増加額で1万1,000円になり、トータルで5,900万円。6,500万は、軽減世帯の軽減をする前の金額である。質疑、資産割の廃止による減額分は、どこに割り当てられるのか。答弁、資産割は応能割にかかる税だったので所得割を増やす形となっている。質疑、資産割の廃止の理由を詳しく説明してほしい。答弁では、資産割は町内に資産がある方のみ課税されており、他の自治体に資産があるときには課税ができなく不平等である。また、試算での不動産収入がある世帯では、所得割に課税している。質疑、資産割の税額はどれくらいだったか。答弁では医療分で920万円、支援分で230万円、介護分で140万円となっている。質疑、税率改定を長崎の審査委員会はどう評価しているか。答弁では、税率改定に対し、県の評価があるわけではないが、指導助言としてこれまでの税率でよくやってこれたと、驚かされている。

質疑、今後も税率が上がる可能性があるのか。医療費が1人当たり2%伸びている。給付費は、被保険者の減少により1.5%と試算している。その他、後期高齢者医療や介護保険の伸びを勘案すると、今後も医療費の増加が見込まれる。30年度以降は、国保を都道府県単位で運営し、国の財政支援もあることだが、どのような形になるかまだわからないので、今のところ見通しは立たない。質疑、30年度以降は、県の運営になるので、極端に保険税が上がるのではないか。答弁、担当課もそれを一番危惧している。県が統一保険者になると、長与町の保険税は急激に上昇する恐れがある、保険税の決め方が来年1月ぐらいに決定すると言われてるので、注視していきたい。質疑、不足額が6,500万円、増額分は5,900万との説明だが、差額はどうなるのか。答弁、6,500万円は、世帯軽減がされる前の額で、軽減をされると5,900万の額となる。差額は、軽減額を保険基盤安定負担金で補うことができる。質疑、今回の提案で5つの問題をとらえて提案し、その中に法定外繰入をしないとの理由が説明されているが、全国では数多くの法定外繰入を行ってる自治体がある。負担軽減を図るためにも法定外繰入を行うべきではないか。答弁、人口4万2,000人に対し、国保被保険者は9,400人で推移している。22%の加入であり、他の町民は他の医療保険の負担をしている。平等性を考えれば補填はできない。質疑、国保の所得に対する負担率と他の健康保険に

対する負担率はどうなってるか。答弁、国保は10.3%ぐらい。協会けんぽが7.6%。健保組合が5.6%となっている。質疑、資料では、低所得者層の滞納が圧倒的に多い。今回の改定は、滞納者を増やす要因になるのではないかと。

答弁、確かに懸念はある。今回の改定は低所得者に負担にならないよう配慮した。滞納が増えないよう、相談員などの協力も得ながら取り組んできたい。以上のような質疑が行われ、審査の結果、全会一致で可決となりました。続きまして、議案第72号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算、第2号については、12月7日、委員全員出席のもと、説明員として、松浦生活福祉部長、森川健康保険課長、ほか関係職員を招き、審査を行いました。提案理由の説明では、歳入歳出それぞれ3,396万円を追加して、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ50億906万3,000円とする。歳入では、9款繰入金、一般会計繰入金は、額の確定、保険基盤安定繰入金のうち、保険税軽減分については、54万6,000円の増。今年度から、公費が拡充された保険税支援分が3,355万8,000円の増となっている。歳出については3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者交付金、6款介護納付金については、27年度負担額の確定した当初予算からの過不足分を計上。償還金及び還付加算金では、平成26年度の実績による国の医療用給付費負担金の額が確定し、過大交付であったために、返還金を生じ2,648万5,000円を計上している。12款予備費については、歳入で超過する額702万6,000円を増額することで、収支の調整を行ったと説明が行われました。主な質疑では、質疑、保険基盤安定繰入金の保険者支援分は、これまでと違って収納額に対し算定だったのが、税の総額に対して支援分があるということで、どれくらい増えるものなのか。答弁では、医療分は26年度が1人当たりの平均保険税収納額が5万6,100円で、27年度、1人当たり算定額になると6万7,645円、1万1,545円の増。高齢者支援金分では、26年度が1万6,395円、27年度が1万9,897円となり、3,502円の増。介護分では、26年度が2万221円で、27年度が2万6,486円なので、6,265円の増となっている。質疑、28、29年度も同じ、安定繰入金があると思うが、繰入金の時期はやはりこの時期になるのか。答弁、算定するのが、10月20日現在の被保険者で、計算するようになっている。法律等が変わらなければ、この時期で変わらないと思う。質疑、財政安定化支援事業繰入金の減額はなぜか。答弁、算定される係数というのが決まっており、基準になるのが、保険料の負担能力となり、軽減世帯の割合数に応じて交付される額である。また、区域内の病院の病床数の関係で、それだけ医療費がかかるという基準で、病床数過剰分として算定される分。年齢構成の差分で高齢者の割合での算定になる。長与町では、保険料の負担能力分、軽減世帯が多いという部分での交付がない。長与町で対象となっているのは、年齢構成の差分で65歳以上が多いという形での交付が受けられている額が、948万3,000円となってる。国全体の額が、1,000億円ということになっているので、この係数が毎年変わり、今回の分については、この年齢構成の差分の割り当てが減り、減額とな

ったと判断している。以上のような質疑が行われ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。続きまして、議案第73号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算第1号については、12月8日、委員全員出席のもと、説明員として森建設部長、松邨都市整備課長ほか関係職員を招き、審査を行いました。提案理由の説明では、歳入では、一般会計繰入金の276万2,000円の減額は、一般会計8款5項2目土地区画整理、28節、繰出金の減額に伴うもので、退職手当等の減額に伴うものである。繰越金の627万3,000円は、平成26年度実質収支による繰越金827万3,000円のうち、当初予算にて200万円計上しているため、その差額627万3,000円を計上した。高田南地区保留地処分金の342万2,000円は、道ノ尾駅前28街区の保留地で合計面積が26.67平米、合計金額は、342万3,000円で、既定予算1,000円を差し引いての計上。歳出では、職員手当の276万3,000円の減額は、支出見込額の減額に伴うものである。委託料では、平成26年度実施収支分を単独事業費として充当するものである。一般会計繰出金342万3,000円は、高田南地区保留地処分金を一般会計へ繰り出すものであると、説明が行われました。主な質疑で、処分金342万2,000円は、合計36.67平米ということだが、面積が小さいがどういう形の利用がされるのか、の質問に対し、答弁では、道ノ尾駅前の三角地になり、換地割の中で造成工事にあたり、地権者に購入の有無を確認し、保留地として売却している。利用は地権者の判断による。質疑、道ノ尾駅前にまだ未処分の保留地があるのか。答弁では過小宅地救済の保留地はある。質疑、保留地処分の一般公募の基準はあるのか。答弁では、最低165平米を優良宅地としての基準はあるが、住宅地になりうる保留地は一般公募を行う。質疑、100平米でも十分住宅が建設できる場合があると思うがどうか。答弁では、住宅が十分に建設できる場合は公募をおこなっている。165平米はあくまでも基準である。質疑、区画整理地内の保留地はどれくらい残っているのか。答弁では保留地全体で177件あり、残りが77件。面積については3万4,000平米がある。質疑、保留地処分金を一般会計に戻しているのはなぜか。答弁では、一般会計から、事業費などの繰り入れがあり、その起債などの償還に充てるため、今回は、財務課と協議し繰り出している。質疑では、事業が遅れている中、少なくとも、事業費に回して工事を進めるべきではなかったのか、に対し、答弁では、今回の保留地処分金で、事業の進捗が改善されるような金額ではない。起債の償還など、一般会計から繰り出しが行われてるので、今回のような処分をした、このような質疑が行われ、審査の結果、全会一致で可決となりました。最後に、議案第74号、平成27年度長与町下水道事業補正予算第1号については、12月8日、委員全員出席のもと、説明員として、古賀水道局長、道端水道局理事ほか関係職員を招き、審査を行いました。提案理由の説明では、第2条収益的収入及び支出の支出で第1款下水道事業費用を125万1,000円の増額補正を行い、費用総額を9億7,139万9,000円とし、人事異動に伴う職員給与費の増額によるものである。第3条資本的収入及び支出の支出で、

第1款資本的支出では、13万4,000円を増額、支出総額を4億1,480万9,000円とし、職員給与費の増額によるものである。第4条予算第9条が定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の金額のうち、職員給与費を138万5,000円増額し、7,119万3,000円とした、との説明が行われました。主な質疑では、質疑、職員の平均年齢は、一般企業と比べて平均的水準か、の質問に対し、答弁では、企業の平均年齢は把握していない。現在平均年齢が下がったのは、4月に若い職員がふえたのが原因、次に、給与の級別職員数は、人事異動の際計画的に配置されるのか、この質問に対し、答弁では、級別に職員数が当てはめられるような状況ではない。各級は達成すべき資質、能力に応じて定められている。以上のような質疑が行われ、採決の結果、全会一致で可決と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第69号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第72号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第73号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

次に、議案第74号についての質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第69号の討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

委員長報告では、全会一致という報告を行いましたが、委員長は、委員会での裁決権がございませんので、この場におきまして、私の討論を行いたいと思います。私はただいま議案となっています議案第69号について、反対の立場で討論いたします。本議案は、国民健康保険税を現行より平均額で1万1,000円引き上げる提案で、これまで私が主張してきました国民健康保険税の引き下げの提案に逆行する内容であります。到底許されないことから、反対の討論を行うものであります。国民健康保険の被保険者は、提案理由の説明でもあったように、加入者の所得が低いこと、被保険者の数が減り、保険税の収入が減少していること、そしてまた、保険税が所得に対して高いことなどが、今の、国保財政を逼迫する状況を招いている主な原因だと考えます。こうした事態を回避するには、まずやはり国の財政支援が必要であります。平成27年度から財政支援が多少増えましたが、現在の問題の解決にはなっていません。そこで、これまで、国保会計への一般会計からの法定外繰り入れを行うよう求めてきました。全国的な法定外繰り入れの現状は、日本総研の上席研究員の西沢氏の国保財政赤字の分析による報告で見ますと、現在1,717の保険者の自治体で法定外繰り入れを行ってるとる自治体は、1,260自治体、4分の3の自治体が、このような財政支援を行ってるとる状況がうかがえます。

質疑の中で法定外繰り入れは、財政力が豊かな自治体が行っていると、こういう答弁ありましたが、この研究所の研究、分析の中では、おおむね財政が豊かと思われる自治体で法定外繰り入れを行ってるのは、109の自治体と分析しています。さらに、西沢氏のこの分析によれば、財政豊かな自治体でも取り組んでる自治体が数多いことがうかがえます。長崎県でも、2014年の状況で、10の自治体で法定外の繰り入れを行い、総額は10億円を超えています。長崎市の4億円、五島市の2億6,000万円。南島原市では、2億5,000万円。特に五島市では、主に保険給付費に活用している状況です。こうした状況を見れば、法定外繰り入れはできないのではなく、長与町ではやりたくない姿勢としか思えません。また、長与町の、財政的な、困難を理由にするならば、そのような困難な事態を生み出してきた原因が、今の町の政策による大型公共事業に莫大な費用をかけ続けていることが逼迫した事態を生み出した事も反省すべきではないでしょうか。こうした反省もなしに、また、強引な手法で図書館建設を進めようとする状況は、本末転倒であり、容認できるものではありません。提出していただいた資料によれば、国保税の滞納者は、軽減世帯が93%と圧倒的に多く、圧倒的に多くが、所得が低く、軽減策を受けているにもかかわらず、滞納になるのがいかに保険税の負担が重いか表しているのではないのでしょうか。こうした状況において、さらなる保険税の引き上げは行うべきではないと判断し、本議案に反対するものであります。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は、議案第69号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。国民健康保険特別会計は、年々増大する医療費負担により極めて厳しい財政状況であるため、国民健康保険の事業運営には大変苦慮しているものと認識しております。長与町の国保財政を見てもみますと、平成28年度、29年度では、単年度で平均6,500万円の不足が見込まれるとのこと。基金を全額取り崩しても3,350万円であり、運用が不可能となると認識せざるを得ません。このような状態をすみやかに回避し、制度の維持を図るよう努力するのが、町民に対する長与町の責任であります。しかしながら、納税者の立場に立ちますと、保険税が上がるということは、やはり負担増となり、何らか生活に影響が出てくることと思います。また、保険税が上がることにより、滞納者が増えるのではないかという懸念もされます。来年4月から施行予定でございますので、この国民健康保険加入者の皆様には、この健康保険税の、説明を前提にさせていただきますとともに、さらなる収納率の向上に努力されることを要望いたします。最後に、国民健康保険加入者の皆様には、まだまだ景気が回復しているとは言えないこの状況の中、ご負担がふえることをお願いするところは、大変心苦しいと思いますけれども、この長与町の財政状況と、国民健康保険制度の維持のために、特段のご理解をい

ただきますようお願い申し上げます。行政におかれましては、健全財政の維持と疾病予防に、さらなる努力、また、納税に大変ご苦勞されている、国保加入者の皆様の立場を十分ご理解いただき、今後も真摯に対応していただくことをお願いし、賛成の討論いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第69号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第72号の討論を行います。まず、反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第72号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第73号の討論を行います。まず反対討論はありませんか。次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第73号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号の討論を行います。まず、反対討論はありませんか。次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第74号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議員派遣の件を議題といたします。お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがってお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第13、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。総務文教常任委員長、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。議決された案件につきましての字句、数字その他軽微な整理についてお諮りいたします。会議規則第45条の規定により、整理を要するものがあつた場合その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがってこれら整理を要するもにつきましては議長に委任することを決定いたしました。

次に、閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆様、お疲れ様でございました。第4回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。去る一日に開会をしていただきました本定例会でございますが、先ほど、議案等につきまして、それぞれご決定をいただきましたことをまずもってお礼を申し上げたいと思っております。会期中は、委員会での審査、また、本会議での審議の中で、議員の皆様から御質問いただき、それぞれの視点からの御指摘、御指導をいただいております。ご答弁申し上げたことにつきましては、今後最大限の努力をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと存じております。今年も残り少なくなつてまいりました。今年1年、議案につきましても、74件の議案を御審議いただいたわけでございます。本当にその一つ一つが町民の幸せ、町の進展というものの原動力になっているわけでございます。心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。さて、私は町民の皆様様の温かい御支持、御支援をいただき長与町長に就任以来、町民の皆様が日々の生活を明るく豊かに送りますよう、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一の町を目指し、精一杯町政運営に取り組んでまいりました。お陰をもちまして、私は町長就任前に、幸福度日本一の町を目指して示しました五つの提言につきまして、住んでよかったと感じるコンパクトシティーへ

の取り組みは、榎の鼻土地区画整理事業を中心とした憩いのある生活空間、賑わいのあるまちづくり、いわゆる長与町コンパクトシティ構想の実現に向け、着実に前進をしておりますほか、町ぐるみで子供を育てる環境づくりにつきましては、保育料の軽減や待機児童の解消を図るなど、県下で最も子育てしやすいまちとして評価をいただいているところでございます。また、国道207号の未整備の狭矮区間の整備に取り組んでおりますほか、長与町の新たな観光名所となります、長与シーサイドストリートと愛称つけ、それを生かした長与シーサイドマルシェにおきましても、にぎわいのあるイベントとして定着をしております。このように町政運営に取り組んできた中で、多くの町民が住みやすいと回答され、全体として満足度が高いことがうかがえる結果となっておりますことは、大変うれしく感じるところでございます。任期も残すところ半年を切りました。私は、12月2日の一般質問中で、来年予定されております長与町長選挙におきまして、2期目の出馬意欲はあるのかという御質問をいただきました。その場では、できるだけ早い時期に皆様には御報告をいたしたいと申し上げておりました。その後、私自身の意思の確認と、後援会、皆様のいろんな方々のご意見をお伺いしながら、また、御支持御支援をいただく中で、私なりに熟慮を重ね、私は、本日、来年予定されております長与町長選挙に出馬することを意思表示いたしたいと存じます。これからも、長与町がますます発展しますように、機能的で魅力と活力にあふれたまち、安心してずっと住めるまち、子供を育てたくなる町を三つの柱といたしまして、コンパクトシティ構想の実現に向けた交通ネットワークの強化やオーリーブ等を活用した新たな特産品としてのブランド化や地場産業の活性化、高齢者をはじめ町民の皆様が健康で長生きができる地域づくり、そしてまた、福祉医療費の対象年齢の引き上げなどの子育て支援策の実施に努め、にぎわいのある魅力的で活気のあるまちづくりを目指して頑張りたいと考えております。本日ここにおられる議員各位におかれましても、思う所は様々なことと存じます。できますれば、皆様と一緒に手を携えて、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一の町となりますよう、引き続き全力を尽くしたいと思っておりますので、今後とも皆様の変わらぬ御支援、御指示を心からお願いをする次第でございます。これから年の瀬を迎えていくわけでございますが、どうか議員各位におかれましては十分健康に御留意をされ、すばらしい新年をお迎えいただきますよう、心から御祈念を申し上げます。本当に今年一年、大変お世話になりました。心から感謝を申し上げお礼の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで平成27年第4回長与町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。